

千葉県総合リハビリテーションセンター建築工事（第2期）の一般競争入札
の実施について

この公告は、令和8年10月2日付け千葉県報に登載された公告と同一内容である。この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達である。

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年10月2日

千葉県知事 熊谷 俊人

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 千葉県総合リハビリテーションセンター建築工事（第2期）
- (2) 工事場所 千葉市緑区誉田町
- (3) 工期 令和13年6月30日限り（工事着手期限日 令和9年6月1日）
- (4) 工事の概要

千葉県県有建物長寿命化計画における、「県有建物の整備計画」に基づき、既存施設の現地建て替え工事を行う。

新築工事〔構造・規模〕

- ・居住棟 鉄筋コンクリート造5階建て 延べ面積 18,229.93㎡

解体工事〔構造・規模〕

- ・本館棟、中央棟（既存）鉄筋コンクリート造4階建て

延べ面積 14,092.68㎡

- ・仮設渡り廊下（既存）木造 平家建て 延べ面積 244.05㎡

上記建築物に係る建築工事及び周辺外構工事一式

- (5) 主要資材 鉄骨:322t、鉄筋:2,705t、コンクリート:16,017㎡、

アルミニウム製建具:286か所

(6) 予定価格 落札者決定後、公表する。

(7) 入札方式 この工事は、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（事後審査Ⅱ型）により入札を執行する工事である。

また、入札書及び工事費内訳書の提出時に、技術力等の価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象となる工事である。

(8) その他

ア この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この工事は、資料の配布、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

ウ この工事の積算基準の適用は宮繕（千葉県公共建築工事積算基準）である。

エ この工事はその履行に数年度を要するものとして地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定により継続費が設定されているが、令和8年度の年割額が定められていないため、当該年度には前払金等の支払請求をすることができない。

2 入札に参加する者に必要な資格

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式で施工するものとし、入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 共同企業体の結成に必要な資格に関する事項

ア 共同企業体の構成員は、2者又は3者とする。

イ 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有するものであること。

ウ 代表者の出資比率は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の出資比率であること。

エ 共同企業体の構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2 者で構成する共同企業体のときは30パーセント以上、3 者で構成する共同企業体のときは20パーセント以上であること。

オ 共同企業体の各構成員は、共同企業体協定書を締結しなければならない。

カ 共同企業体の構成員は、当該工事に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

キ 千葉県経常建設共同企業体取扱要綱（平成7年11月7日制定）に基づき資格者名簿に登録された経常建設共同企業体は、共同企業体の構成員になることはできない。

（2）共同企業体の構成員に必要な資格に関する事項

ア 千葉県における建築一式工事に係る入札の参加資格に関する審査を受け、資格を有すると認められていること。

イ 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けてから3年以上の営業実績のある者で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年4月5日制定）に基づく指名停止措置を、この工事の一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日から落札決定までの間、受けていないものであること。

ウ 代表者は、過去15年間（平成23年4月1日から令和8年10月2日まで）に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1棟の工事対象となる延べ面積が9,100㎡以上の病院の新築又は増築に係る建築一式工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。）があること。

エ 建築一式工事に係る経営事項審査の総合評定値（一般競争入札参加資格確認申請書の提出時において有効なものに限る。）が998点以上であること。ただし、官公需適格組合である事業協同組合にあっては、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録された建築一式工事に係る客観点数が998点以上であること。

オ 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できるものであること。また、代表者は、一級建築士又は1級建築施工管理技士の資

格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者をこの工事に配置できるものであること。

カ この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ア) この工事に係る設計業務等の受託者

商号 株式会社山下設計

所在地 東京都中央区日本橋小網町6番1号

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ク 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

ケ この工事の入札日から起算して6箇月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われている者にあつては、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

ア 評価方式は、標準型とする。

イ 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を50点とする。

ウ 「加算点」の算出方法は、(2)アの表の評価項目に基づき評価を行った結果得られた「評価点の合計値」が、入札参加者のうち最も高い者に50点の「加算点」を与える。その他の者は「評価点の合計値」に応じ按分して求められる点数を「加算点」として与える。

エ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」とウによって得られる「加算点」との合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(2) 価格以外の評価点の算定方法

ア 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評 価 項 目	配点		評 価 基 準		評価点
（１）技術提案（個別テーマの施工計画） 躯体（基礎を含む）又は地業に関する具体的な提案について	１２点	１０点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。		１０点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。		５点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。		０点
		２点	総合的な観点から評価	総合して優れる。	２点
				総合して可。	０点
	不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。				無効
（２）技術提案（社会的要請） 特別な安全対策に関する具体的な提案について	１２点	１０点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。		１０点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。		５点

			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。		0 点
		2 点	総合的な観 点から評価	総合して優れる。	2 点
				総合して可。	0 点
		不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。			
(3) 工事全般の施工計画 環境対策に関する具体的な提案 について	1 2 点	1 0 点	課題に対して、現地条件を踏まえており適切で優れている。		1 0 点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切で良好である。		5 点
			課題に対して、現地条件を踏まえており適切である。		0 点
		2 点	総合的な観 点から評価	総合して優れる。	2 点
				総合して可。	0 点
	不適切である（白紙、不提出又は法令違反の記載）。				無効

イ 公告に記載した評価項目に対して、提案項目及び提案項目に対する具体的な提案内容を記述すること。ただし、1つの評価項目に対する提案項目は3項目とする。

なお、(2) 及び (3) の提案項目として以下の項目については、必ず記載すること。

(2) の提案項目

①山留めの設置、撤去又は設置期間中の維持管理に係る特別な安全対策に関する具体的な提案

(3) の提案項目

- ①解体工事及び新築工事における騒音の低減対策に関する具体的な提案
- ②解体工事及び新築工事における振動の低減対策に関する具体的な提案
- ③解体工事及び新築工事における土砂の飛散又は流出の抑制対策に関する具体的な提案

※解体工事と新築工事それぞれ又は全工事期間に係る提案を評価する。

ウ 提案項目は、記載の順に①から③までの通し番号を付けること。(2)の提案項目に係る指定提案項目は①の番号に、(3)の提案項目に係る指定提案項目は、①から③の番号に記載すること。

エ 具体的な提案は、番号①から③までの提案項目までとし、これを超えた提案項目は評価対象としない。ただし、評価対象とならなかった提案(施工不可と判断されたものを除く。)についても履行義務は負うものとする。

オ 必要に応じ、提案内容を補完する説明図表等を添付することができる。

カ 「千葉県総合評価方式技術資料作成の手引き」に規定する様式第16号の1技術提案書(標準型)及び様式16号の2施工計画書(標準型)を使用すること。

キ 1つの評価項目につき、説明図表等を含めA4用紙2頁以内とする。

ク 上記に定めのない事項に関する評価点の算定に当たっては、「千葉県総合評価方式ガイドライン(令和8年4月)」に基づき行うものとする。

(3) 評価内容の担保

「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に記載された内容について、履行状況に関する検査を行う。

受注者の責めにより評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずる。この場合の減点は、考査項目「法令遵守等」の総合評価による減点として3点減ずるものとする。

なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は、指名停止措置を行う。

4 入札及び開札の日時、場所等

入札参加者は、入札書を所定の期日内に提出すること。

(1) 入札書受付期間

令和8年11月16日（月曜日）午前9時から17日（火曜日）午後5時までに電子入札システムにより提出すること。郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）による場合は、同日午後5時を受領期限とする。なお、電報又はファクシミリによる入札は、認めない。

（2）郵送による場合の入札書の提出場所

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部建設・不動産課入札契約室 電話043（223）4309

（3）開札日時（1回目）

令和8年12月9日（水曜日）午後2時に電子入札システムにより行う。

（4）落札者決定通知日（予定）

令和8年12月24日（木曜日）

ただし、入札参加資格の事後審査の手続により延期する場合がある。

5 共同企業体入札参加資格審査申請及び協定書に関する事項

この工事の入札に参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出し、資格者名簿に登載されなければならない。

（1）提出期間等

ア 期間 令和8年11月5日（木曜日）から9日（月曜日）まで

イ 時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 場所 4（2）に示す場所

エ 提出部数 共同企業体の構成員が2者の場合は4部、3者の場合は5部

オ 協定書の編冊は袋とじとし、共同企業体の構成員の印鑑をもって、割印すること。

（2）資格者名簿への登載通知

令和8年11月13日（金曜日）に郵便をもって通知する。

6 入札参加資格の確認等

この工事の入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を下記により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出期間以降における資格確認資料の差し替え及び再提出は、認めない。

（１）電子入札システムを利用する者は、令和８年１１月１０日（火曜日）午前９時から１２日（木曜日）午後５時まで（千葉県の実日に関する条例（平成元年千葉県条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）に資格確認資料を電子入札システムにより提出すること。

（２）電子入札システムを利用できない者は、資格確認資料を郵送又は託送（書留郵便と同等のものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ア 提出期間 令和８年１１月１０日（火曜日）から１２日（木曜日）まで（同日午後５時までに必着のこと。）

イ 提出場所 ４（２）に示す場所

ウ 提出部数 ２部（電子データを収納したＣＤ－Ｒ等の記録媒体を併せて提出すること。）

（３）資格確認資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産業課のホームページからダウンロードして用いること。

（４）競争参加資格確認通知書の発行

令和８年１１月１３日（金曜日）に電子入札システムにより通知する。ただし、電子入札システムを利用できない者に対しては、同日付けで郵便をもって通知する。

なお、この手続については、事後審査Ⅱ型において、入札に参加するための処理として通知するものであり、入札参加資格を確認するものではない。

7 技術資料の提出

この工事の入札に参加を希望する者は、技術資料を下記により提出しなければならない

ない。

なお、提出期間以降における技術資料の差し替え及び再提出は、認めない。

- (1) 電子入札システムを利用する者は、令和8年11月16日（月曜日）午前9時から17日（火曜日）午後5時までに技術資料を電子入札システムにより提出すること。
- (2) 電子入札システムを利用できない者は、技術資料を郵送又は託送により提出すること。

ア 提出期間 令和8年11月16日（月曜日）から17日（火曜日）まで（同日午後5時までに必着のこと。）

イ 提出場所 4（2）に示す場所

ウ 提出部数 2部（電子データを収納したCD-R等の記録媒体を併せて提出すること。）

(3) 技術資料の様式

千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

8 契約条項等を示す場所

この工事に係る入札説明書、契約書案、特定調達契約入札約款、設計図面及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）の縦覧及び交付を次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和8年10月2日（金曜日）から11月13日（金曜日）まで（県の休日を除く。）
- (2) 縦覧時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県県土整備部営繕課 電話043（223）3451
- (4) 縦覧の申込み 入札説明書等の縦覧を希望する者は、電話等で申し込むこと。希望日を考慮して、縦覧日時を指定する。
- (5) 入札説明書等の交付 希望者に、次により入札説明書等は無償で交付する。ただ

し、希望者は未使用のCD-R等を持参し、入力済みCD-Rと交換する。

ア 申込先及び交付場所 (3) に示す場所

イ 申込方法 希望者は、令和8年10月2日(金曜日)から11月13日(金曜日)まで(県の休日を除く。)に、電話により申し込むこと。

ウ 交付期間 令和8年10月2日(金曜日)から11月13日(金曜日)まで(県の休日を除く。)

エ 交付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(6) 入札説明書等に対する質問 入札説明書等に対する質問は、次によること。なお、質問に対する回答は、令和8年11月6日(金曜日)午後5時までにちば電子調達システムの入札情報サービスに掲載して行う。

ア 質問方法 入札説明書等とともに配付された様式により質問に関する書類を作成した上、電子メールにより提出することとする。

イ 提出期限 令和8年10月16日(金曜日)午後5時まで

ウ 提出先 eizen7@mz.pref.chiba.lg.jp

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債若しくは千葉県債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システム（ファイル容量は、3.0MB以内に収めること。）又は郵送若しくは託送により提出すること。また、再度入札を行う場合も、再度入札の額に応じた工事費内訳書を添付すること。

なお、工事費内訳書には、原則として、県の定めた様式を使用するものとする。ただし、同様式に準じた独自の様式を用いることができるが、この場合は次の事項が記載されていることを要する。

ア 入札参加者名、工事名及び工事場所

イ 工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額

ウ 記載を要する項目については、次の表のとおりとする。なお、記載を要する項目に加え、更に項目の詳細を記載することは、差し支えないものとする。

積算基準の適用	記載を要する項目
営繕	細目別内訳まで
下水（土木を除く）	細別内訳まで
上記以外	細別（新土木工事積算大系の工事工種体系における細別）まで

- (2) 工事費内訳書に千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領（平成27年3月11日制定）第5条各号に掲げる重大な不備がある場合は、入札を無効とする。

1.2 調査基準価格

この工事は、低入札価格調査制度が適用される工事であることから、調査基準価格を設定する。

1.3 落札者の決定方法

次の各要件に該当する者のうち、総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札参加資格を審査し、資格のあることが確認できた者を落札者とする。なお、審査の結果、資格がないことを確認した場合、当該落札候補者を落札者とせず、次順位者を新たな落札候補者として順次入札参加資格の審査を行い、資格のあることが確認できた者を落札者とする。

- (1) 入札価格が、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）第109条

の規定により作成された予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

1.4 低入札価格調査

(1) いずれかの入札者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留とし、調査を実施した上で、後日落札者を決定する。入札者にはその決定の通知をする。

(2) 建設工事等低入札価格調査実施要領第2条第12号に規定する第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「低価格入札者」という。）は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。なお、第1順位者でない者についても当該調査を実施する場合があります、当該調査に協力しない者のした入札は、無効とする。

(4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して5日目（この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数は、この期間に算入しない。）の低入札価格調査の実施者が指定する時刻までに、指示された書類を作成し提出しなければならないこと。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、規定の期限までに提出しない者は入札を無効とすること。ただし、低入札価格調査の実施者から低入札価格調査を中止する旨の通知があった場合はこの限りではないこと。

(5) 調査の結果、「価格失格判定基準以外の失格判定基準」に該当する場合は、当該低価格入札者のした入札を失格とする。なお、この工事においては、「価格失格判定基準」は定めないこととする。また、入札に際して提出する工事費内訳書は、調査の資料として使用する。

1.5 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、資格確認資料に虚偽の記載をした者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反した入札書は、無効とする。なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

1 6 技術者の配置

(1) 技術者の資格確認

落札者は、建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をこの工事に配置すること。この主任技術者又は監理技術者は、入札申込日以前において、3箇月以上継続して、落札者と直接的な雇用関係にあることが必要である。

なお、主任技術者等選任通知書の提出時には、通知書に記載された技術者が建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者であることの確認を行う。

(2) 技術者を配置できなくなった場合

入札から落札決定までの間に、他工事の落札等の理由により主任技術者又は監理技術者を配置できなくなった場合は、開札の日（1回目）から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面により申し出ること。この場合において、申出をした入札参加者の入札は無効となる。

なお、主任技術者又は監理技術者を配置できなくなったにもかかわらず、この申出をしなかった入札参加者に対しては、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、指名停止の措置を行うことがある。

(3) 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は、認めない。

1 7 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定により、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知書の様式は、千葉県県土整備部建設・不動産課のホームページからダウンロードして用いること。

1 8 苦情等の申立て

- (1) この工事の入札において落札候補者となったが資格がないとされた者は、その理由について、落札決定通知日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部建設・不動産課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部建設・不動産課長は、その日から起算して3日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。
- (2) この工事の入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に、書面により千葉県県土整備部営繕課長に説明を求めることができる。この場合において、千葉県県土整備部営繕課長は、説明を求められた日から起算して5日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に書面で回答する。
- (3) 再苦情の申立てについては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年3月25日制定）によるものとする。

19 その他

- (1) 資格確認資料及び技術資料の作成説明会は、実施しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (4) 必要に応じて「技術提案」及び「工事全般の施工計画」に関するヒアリングを実施する。
- (5) 提出された資格確認資料及び技術資料を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (6) 工期は、事情により変更することがある。
- (7) 入札参加者は、特定調達契約入札約款及び契約書案を熟読し、遵守すること。
- (8) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

(10) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 低入札価格調査を受けた者との契約については、その者が過去2年以内に竣工した千葉県（地方公営企業及び各行政委員会を含む。）発注の工事等に関して、次に該当する場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に同一の資格を満たす技術者を1名現場に配置することとする。

ア 65点未満の工事成績評定を受けた者

イ 発注者から工事完成検査等において補修（軽微な手直し等を除く。）の必要があると認められた場合若しくは工事目的物の全部又は一部引き渡し後、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの。）に起因し工事請負契約書に基づく補修（軽微な手直し等を除く。）又は代替物の引渡しによる履行の追完請求、代金減額請求又は損害賠償を請求された者

ウ 品質管理等に関し、指名停止を受けた者

エ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

(12) 契約締結時期

ア この工事の契約は、千葉県県有財産及び議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年千葉県条例第2号）第2条に該当するもの（予定価格5億円以上の工事又は製造の請負に係る契約）であり、千葉県議会の議決を要する。

イ 落札者の決定後、7日（県の休日の日数は、算入しない。）以内に仮契約を締結しなければならない。議会の可決があったときに本契約として効力を生ずる。

ウ 本契約までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定による参加資格の制限又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止措置を受けた場合には、仮契約後であっても契約を締結しない。

(13) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(14) 2(2)アに掲げる認定を受けていない者も6により資格確認資料を提出することができるが、落札決定において、当該資格の認定を受け、かつ、6の確認を受けていなければならない。

(15) その他詳細は、入札説明書による。

20 問合せ先

千葉県県土整備部建設・不動産課

住所 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043 (223) 4309

21 Summary

(1) Dispersing Officer of the procuring entity: Toshihito Kumagai, Governor of Chiba Prefecture

(2) Subject matter of the contract: Construction Works for the Chiba Prefectural Comprehensive Rehabilitation Center (Phase 2)

(3) Deadline for the submission of the Joint Venture Bid Qualification Examination Application and Agreement: 5:00 P.M. 9 November 2026

(4) Deadline for the submission of application forms for the qualification and relevant documents : 5:00 P.M. 12 November 2026

(5) Deadline for the submission of technical reports : 5:00 P.M. 17 November 2026

(6) Deadline for the submission of tenders by electronic bidding system: 5:00 P.M. 17 November 2026 (tenders submitted by mail: 5:00 P.M. 17 November 2026)

(7) Contact Information: Construction and Real Estate Industry Division, Land Development Department, Chiba Prefectural Government, 1-1 Ichiba-cho, Chuo-ku, Chiba City, Chiba Prefecture, 260-8667 Japan TEL 043-223-4309